

〔別紙〕

様式1

事業報告書  
(自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)

1 医療法人の概要

光佑会

(1) 名称 医療法人~~〇〇会~~

- ①  財団     社団 (  出資持分なし    出資持分あり )
- ②  社会医療法人     特別医療法人     特定医療法人  
 出資額限度法人     その他
- ③  基金制度採用     基金制度不採用

注) ①から③のそれぞれの項目 (③は社団のみ。) について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。(会計年度内に変更があった場合は変更後。)

(2) 事務所の所在地 長崎県平戸市浦の町 737 番地

注) 複数の事務所を有する場合は、主たる事務所と従たる事務所を記載すること。

(3) 設立認可年月日 平成2年3月26日

(4) 設立登記年月日 平成2年3月30日

2 事業の概要

(1) 本来業務 (開設する病院、診療所又は介護老人保健施設 (医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。) の業務)

種類	施設の名称	開設場所	許可病床数
病院	北川病院	長崎県平戸市浦の町 737 番地	一般病床 52 床
			療養病床 0 床
			[医療保険 0 床]
			[介護保険 0 床]
			精神病床 0 床
			感染症病床 0 床
			結核病床 0 床
介護老人保健施設	ひらんど	長崎県平戸市浦の町 745 番地 1	入所定員 70 名 通所定員 30 名

注) 1. 地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者として管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【        】書で記載すること。

2. 療養病床に介護保険適用病床がある場合は、医療保険適用病床と介護保険適用病床のそれぞれについて内訳を【        】書で記載すること。

3. 介護老人保健施設の許可病床数の欄は、入所定員及び通所定員を記載すること。

(2) 附帯業務（医療法人が行う医療法第42条各号に掲げる業務）

種類又は事業名	実施場所	備考
特定施設入居者生活介護 ケアハウス じゃんがら	長崎県平戸市浦の町 730 番地 1	
認知症対応型共同生活介護 グループホーム じゃんがら	長崎県平戸市浦の町 730 番地 1	
訪問介護 ヘルパーステーションじゃんがら	長崎県平戸市浦の町 730 番地 1	
居宅介護支援 ケアマネジメントセンターじゃんがら	長崎県平戸市浦の町 730 番地 1	
一般旅客自動車運送 介護タクシー じゃんがら	長崎県平戸市浦の町 730 番地 1	

注) 地方公共団体から委託を受けて管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【 】書で記載すること。

(3) 収益業務（社会医療法人又は医療法第42条の3第1項の認定を受けた医療法人が行うことができる業務）

該当なし

(4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和3年5月22日 令和2年度決算の決定

令和4年3月23日 令和4年度の事業計画の決定

注) 以下については、病院又は介護老人保健施設を開設する医療法人が記載し、診療所のみを開設する医療法人は記載しなくても差し支えないこと。

(5) 当該会計年度内に開設（許可を含む）した主要な施設

該当なし

(6) 当該会計年度内に他の法律、通知等において指定された内容

該当なし

注) 全ての指定内容について記載しても差し支えない。

(7) その他

注) 当該会計年度内に行われた工事、医療機器の購入又はリース契約、診療科の新設又は廃止等を記載する。(任意)

法人名 医療法人 光佑会  
所在地 長崎県平戸市浦の町737番地

※医療法人整理番号

貸 借 対 照 表  
(令和4年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流動資産	329,939	I 流動負債	36,701
現金及び預金	165,872	買掛金	2,758
事業未収金	156,567	未払金	21,006
未収収益	366	短期借入金	590
たな卸資産	2,458	未払法人税等	71
前渡金	335	未払消費税等	2,541
前払費用	596	預り金	9,735
その他の流動資産	3,745	その他の流動負債	0
II 固定資産	620,287		
1 有形固定資産	453,992	II 固定負債	63,662
建物	287,563	長期未払金	31,700
構築物	2,201	長期リース債務	31,962
器械備品	16,689		
車両及び船舶	2,851		
土地	112,966		
リース資産	30,297		
その他の有形固定資産	1,425		
2 無形固定資産	3,373		
ソフトウェア	126		
その他の無形固定資産	3,247		
3 その他の資産	162,922		
保険積立金	104,684		
長期前払費用	56,448		
その他の固定資産	1,790		
		負債合計	100,363
		純資産の部	
		科 目	金 額
		I 基金	0
		II 積立金	849,863
		繰越利益剰余金	849,863
		III 評価・換算差額等	0
		純資産合計	849,863
資産合計	950,226	負債・純資産合計	950,226

- (注) 1. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。また、別に表示することが適当であると認められるものについては、当該資産、負債及び純資産を示す名称を付した科目をもって、別に掲記することを妨げないこと。
2. 社会医療法人、特別医療法人及び特定医療法人については、純資産の部の基金の科目を削除すること。
3. 経過措置医療法人は、純資産の部の基金の科目の代わりに出資金とするとともに、代替基金の科目を削除すること。

## 様式4-1

法人名 医療法人 光佑会  
所在地 長崎県平戸市浦の町737番地

※医療法人整理番号				
-----------	--	--	--	--

損 益 計 算 書  
(自 令和 3年 4月 1日 至 令和 4年 3月 31日)

(単位：千円)

科 目	金 額	
I 事業損益		
A 本来業務事業損益		
1 事業収益		805,686
2 事業費用		
(1)事業費	619,668	
(2)本部費	267,968	
本来業務事業損失		81,950
B 附帯業務事業損益		
1 事業収益		164,938
2 事業費用		149,932
附帯業務事業利益		15,006
C 収益業務事業損益		
1 事業収益		
2 事業費用		
収益業務事業利益		
事業損失		66,944
II 事業外収益		
受取利息	5	
その他の事業外収益	62,567	62,572
III 事業外費用		
支払利息		
その他の事業外費用	862	862
経常損失		5,234
IV 特別利益		
固定資産売却益	1,071	
その他の特別利益		1,071
V 特別損失		
固定資産売却損		
その他の特別損失	0	0
税引前当期純損失		4,163
法人税・住民税及び事業税	71	
法人税等調整額		71
当期純損失		4,234

(注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。

2. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。また、別に表示することが適当であると認められるものについては、当該事業損益、事業外収益、事業外費用、特別利益及び特別損失を示す名称を付した科目をもって、別に掲記することを妨げないこと。

様式 2

法人名 医療法人 光佑会  
 所在地 長崎県平戸市浦の町737番地

※医療法人整理番号

財 産 目 録  
 (令和4年3月31日現在)

1. 資 産 額 950,226 千円  
 2. 負 債 額 100,363 千円  
 3. 純 資 産 額 849,863 千円

(内 訳)

(単位：千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	329,939
B 固 定 資 産	620,287
C 資 産 合 計 (A+B)	950,226
D 負 債 合 計	100,363
E 純 資 産 (C-D)	849,863

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (□ 法人所有 □ 賃借 ■ 部分的に法人所有 (部分的に賃借))  
 建 物 (□ 法人所有 □ 賃借 ■ 部分的に法人所有 (部分的に賃借))

様式 5

## 監 事 監 査 報 告 書

医療法人 光佑会

理事長 野口 義夫 殿

私は、医療法人光佑会の令和3年会計年度（令和3年4月1日から令和4年3月31日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

### 監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

### 記

### 監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和4年5月24日

医療法人 光佑会

監事 西田 耕也

